

別表1 補助対象施設・事業及び配分基礎単価（地域密着型サービス等整備等補助事業）

1.対象施設等	2.配分基礎単価	3.単位	4.対象経費
① 地域密着型サービス等の整備			<p>市町村の整備計画に基づく施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数	
小規模な介護老人保健施設	66,000 千円	施設数	
小規模な介護医療院	66,000 千円	施設数	
小規模な養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数	
小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数	
都市型軽費老人ホーム	2,110 千円	整備床数	
認知症高齢者グループホーム	39,600 千円	施設数	
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円	施設数	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	
認知症対応型デイサービスセンター	14,100 千円	施設数	
介護予防拠点	10,500 千円	施設数	
地域包括支援センター	1,410 千円	施設数	
生活支援ハウス	42,100 千円	施設数	
緊急ショートステイの整備	1,410 千円	整備床数	
施設内保育施設	14,100 千円	施設数	

小規模な介護付きホーム (有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280 千円	整備床数
介護施設等の合築等		
第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる施設等との合築・併設	合築・併設する施設それぞれの配分基礎単価に 1.05 を乗じた額	整備床数又は施設数
② 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		
特別養護老人ホーム	1,330 千円	定員数
介護老人保健施設		
介護医療院		
養護老人ホーム		
軽費老人ホーム		
③ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護老人保健施設	66,000 千円	施設数
介護医療院	66,000 千円	施設数
養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分

特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)		は対象外。	
④ 災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
介護老人保健施設	66,000 千円	施設数	
介護医療院	66,000 千円	施設数	
養護老人ホーム	2,820 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,280 千円	整備床数 ※移転後床数。 ただし、増員分は対象外。	

備考 府が所管する施設については事業者への直接補助、これ以外の施設については事業者に対し補助金を交付する市町村への間接補助

注 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

別表5 別表1及び別表4の「2. 配分基礎単価」の加算措置

1. 区分	2. 対象施設の種類の種類	3. 加算額
<p>公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・生活支援ハウス 	<p>0.10 を乗じて得た額</p>
<p>地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	<p>0.30 を乗じて得た額</p>
<p>地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム 	<p>0.30 を乗じて得た額</p>
<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成25年法律第87号)第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づき実施される事業のうち、同項第4号の規定により政令で定める施設(取壊し費用を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・生活支援ハウス ・介護医療院 	<p>0.32 を乗じて得た額</p>